様式１

**プログラム医療機器に係る優先的な審査等の指定希望品目登録申込書**

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課御中

下記の品目について、プログラム医療機器に係る優先的な審査等の指定希望品目の登録を申し込みます。

令和　年　月　日

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名 |  |
| 承認番号※１ |  |
| 名称 | 一般的名称※２ |  |
| 販売名※３ |  |
| 予定される使用目的又は効果※４ |  |
| 形状、構造及び原理 |  |
| 予定される使用方法※５ |  |
| 指定要件への該当性※６ |
| 指定要件１ | 治療法、診断法又は予防法の画期性 |  |
| 指定要件２ | 対象疾患に係る医療上の有用性 |  |
| 指定要件３ | 世界に先駆けて日本で早期開発・申請する意思・体制 |  |
| ヒアリング希望日※７ | 第１希望 |  |
| 第２希望 |  |
| 第３希望 |  |
| 第４希望 |  |
| 第５希望 |  |
| 担当者連絡先 | 氏名 |  |
| 部署名 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX 番号 |  |
| E-mail |  |
| 特記事項※８ |  |

注：A4 １枚に収まるように記載する。本様式に収まらない場合は別紙に添付する旨を記載した上で、指定した別紙にて記載することで可。

※１：既に承認を取得している場合に記載、未承認の場合には「―」と記載。

※２：一般的名称が決まっていない場合には「新設」と記載。

※３：既に決まっている場合に記載。販売名の名称が決まっていない場合には「開発記号等」又は仮称を記載すること。

※４：申請時点で予定している使用目的又は効果を記載。

※５：申請時点で予定している使用方法を記載。

※６：指定基準への該当性について、端的に根拠に基づいて記載。根拠となる臨床又は非臨床試験成績の概要は別紙に添付することで可。

※７：ヒアリング希望日時については、１時間を１コマとして「○月○日○時～○時」と記載する。

※８：併用医療機器がある場合、その詳細を特記事項欄へ記載すること。

（別紙）

**プログラム医療機器に係る優先的な審査等の指定要件該当性に関する概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名 |  |
| 名称 | 一般的名称※１ |  |
| 販売名※２ |  |
| 指定要件１ | 治療法、診断法又は予防法の画期性※３（すべて該当すること） | □　原則として、プログラム医療機器としての原理が、既存の医療機器（プログラム医療機器を含む。）、又は標準的な治療法、診断法若しくは予防法と比べて明らかに異なるものであり、その治療法、診断法又は予防法が画期的であること。 |
| （上記要件に該当すると判断した要旨） |
| 指定要件２ | 対象疾患に係る医療上の有用性※３（いずれかに該当すること） | * ア根治療法となり得る既存の治療法がない、又は既存の予防法若しくは診断法がない疾患において、臨床上の必要性が高く、臨床試験等（公的な競争的資金により実施された臨床研究を含む。以下同じ。）において有効性及び安全性が見込まれること。
* イ　臨床試験等（公的な競争的資金により実施された臨床研究を含む。）において、既存の治療法、予防法若しくは診断法に比べて高い有効性及び安全性が見込まれること。
* ウ　臨床試験等（公的な競争的資金により実施された臨床研究を含む。）において、既存の治療法、予防法若しくは診断法に比べて同等以上の有効性及び安全性が見込まれていることに加え、患者の肉体的・精神的な負担等の観点から、既存の治療法、予防法又は診断法と比べて医療上特に有用であると見込まれること。
 |
| （上記要件に該当すると判断した要旨） |
| 指定要件３ | 世界に先駆けて日本で早期開発・申請する意思・体制※３（すべて該当すること） | □　日本における早期開発を重視し、世界に先駆けて又は同時に日本で承認申請される予定のものであること。□　独立行政法人医薬品医療機器総合機構で実施されている先駆け総合評価相談を活用し承認申請できる体制及び迅速な承認審査に対応できる体制を有していること。 |
| 承認申請予定時期 |  |
| （開発に関する進捗状況・予定の概況※４） |

※１：一般的名称が決まっていない場合には「新設」と記載。

※２：既に決まっている場合に記載。販売名の名称が決まっていない場合には「未定」若しくは仮称を記載すること。

※３：該当する□を塗りつぶすこと。

※４：独立行政法人医薬品医療機器総合機構の先駆け総合評価相談の活用予定時期を含めて、記載すること。

（その他留意事項）

　１ 様式はA４判とすること。

　２ 詳細についてさらに説明を要する場合には、別添として添付することは差し支えない。

　３ 公表資料として用いることを前提に作成すること。